



岩泉町教育委員会告示第1号

公 示 送 達 書

下記の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明であるから地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項及び、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示します。

なお、下記公示の書類は、町長が保管していますから送達を受けるべき者はお申し出ください。

令和8年6月19日

教育長 巖 千 裕



書類の名称	債権の種類	送達を受けるべき者
債権放棄通知書	岩泉町奨学資金返還金	中舘 加代子